

改正

平成22年12月22日教育委員会告示第 2 号

南島原市図書館資料弁償取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、南島原市図書館条例施行規則(平成18年南島原市教育委員会規則第17号)第12条の規定に基づき、南島原市の図書館が所蔵する図書、雑誌その他の資料(以下「図書館資料」という。)の汚損、破損又は紛失に係る弁償について必要な事項を定めるものとする。

(汚損、破損又は紛失に係る届出)

第 2 条 図書館資料を利用する者又は貸出しを受けた者(以下「利用者」という。)は、図書館資料を汚損、破損又は紛失した場合は、図書館資料紛失等届(様式第 1 号)を図書館長(以下「館長」という。)に速やかに提出しなければならない。

(弁償の方法)

第 3 条 利用者は、図書館資料を汚損、破損又は紛失した場合は、当該図書館資料と同一の資料(以下「現品」という。)をもって弁償しなければならない。ただし、発行後の出版事情により現品が入手不可能又は入手困難な場合は、同一資料の購入価格又はその相当額を南島原市に納入することをもって代えることができる。

(弁償の免除)

第 4 条 館長は、図書館資料紛失等届の提出があった場合は、その事実を確認の上、弁償を求める決定を行う。ただし、図書館資料の汚損、破損又は紛失の原因が次の各号のいずれかに該当し、館長がやむを得ないと認められた場合は、当該各号に定めるところにより弁償の一部又は全部を免除することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による場合 全部免除

(2) 経年、頻繁な利用等により劣化していた場合

ア 購入後の経過年数が 5 年以上10年未満又は貸し出し回数が50回以上100回未満の図書館資料については、2分の1を限度として一部免除

イ 購入後の経過年数が10年以上又は貸し出し回数が100回以上の図書館資料については、全額免除

(3) その他利用者の責に帰すべきでない認められる場合 全部免除

(通知)

第 5 条 館長は、前条の規定により弁償又は免除の決定をした場合は、図書館資料紛失等弁償(免除)通知書(様式第 2 号)により利用者に通知するものとする。

(記録)

第 6 条 汚損、破損又は紛失した図書館資料は、図書館資料紛失等記録簿(様式第 3 号)に記入し、その処理内容の経過について明らかにしておかなければならない。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、図書館資料の汚損、破損又は紛失に係る弁償に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成22年12月22日教育委員会告示第 2 号)

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 5 条関係)

様式第 3 号(第 6 条関係)